

日野市バリアフリー
交通安全特定事業計画
日野駅周辺地区

平成25年3月
東京都公安委員会

**日野市バリアフリー基本構想における重点整備地区
「日野駅周辺地区」の交通安全特定事業計画**

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第3条(基本方針)及び第36条(交通安全特定事業の実施)に基づき、日野市バリアフリー基本構想に即して、重点整備地区「日野駅周辺地区」における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（位置図参照）

道路の区間				生活関連施設	
No.	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
①	幹線市道 I - 20号線		③一般都道淵上日野線～②一般都道淵上日野線	JR 日野駅	ウェルパーク日野栄町店、いなげや日野栄町店
②	市道A30号線		③一般都道淵上日野線～②一般都道淵上日野線		
③	一般都道淵上日野線		②市道 A30号線～④甲州街道		
④	日野3・4・1号線、一般都道八王子国立線	甲州街道	⑤幹線市道 I -14号線～日野駅		
⑤	幹線市道 I - 14号線		日野駅～④甲州街道		
⑥	日野3・4・1号線、一般都道八王子国立線	甲州街道	日野駅～⑨川崎街道		日野宿交流館、日野図書館、日野宿本陣、日野駅前郵便局、花輪病院
⑦	市道B24号線		⑧市道 B25-1号線～⑪幹線市道 I -14号線		
⑧	市道B25-1号線		⑥甲州街道～⑨市道 B25号線		
⑨	市道B25号線		⑥甲州街道～⑪幹線市道 I -14号線		
⑩	市道B27号線		⑨市道 B25号線～⑮幹線市道 I -9号線		
⑪	幹線市道 I - 14号線		⑤幹線市道 I -14号線～⑭幹線市道 I -9号線		よむよむ日野駅前店、いなげやina日野駅前店
⑫	幹線市道B28-1号線		⑪幹線市道 I - 14号線～⑬市道 B28号線		
⑬	市道 B28号線		⑪幹線市道 I - 14号線～⑭幹線市道 I -9号線		
⑭	幹線市道 I - 9号線		日野市役所周辺地区～⑪幹線市道 I -14号線		
⑮	幹線市道 I - 9号線		⑥甲州街道～⑪幹線市道 I -14号線		

⑩	市道B48号線		⑮幹線市道Ⅰ－9号線～⑳川崎街道	
⑰	市道B36号線		⑩市道B48号線～⑱市道B33号線	日野第一小学校
⑱	幹線市道Ⅰ－10号線		㉑川崎街道～生活保険センター	生活保健センター
⑲	市道B33号線		⑭幹線市道Ⅰ－9号線～⑱幹線市道Ⅰ－10号線	
㉒	幹線市道Ⅱ－54号線		介護老人保健施設カトレア～⑥甲州街道	介護老人保健施設カトレア 中央公民館
㉓	一般都道淵上日野線		②市道A30号線～㉔日野3・4・8号線	さかえまち児童館
㉔	日野3・4・8号線		㉒幹線市道Ⅱ－54号線～㉓一般都道淵上日野線	
㉕	一般都道立川日野線		市民の森ふれあいホール～㉒幹線市道Ⅱ－54号線	市民の森ふれあいホール 市民の森スポーツ公園
㉖	市道A116号線		③一般都道淵上日野線～㉗市道A118号線	
㉗	市道A118号線		新町交流センター～㉘市道A116号線	新町交流センター
㉘	市道A113号線		④甲州街道～㉙市道A114号線	
㉙	市道A114号線		①幹線市道Ⅰ－20号線～㉚市道A113号線	ミニコープ日野駅前店
㉚	幹線市道Ⅰ－14号線	駅広内	④甲州街道～⑤幹線市道Ⅰ－14号線	
㉛	主要地方道稲城日野線	川崎街道	⑥甲州街道～⑱幹線市道Ⅰ－10号線	

2 道路の区間ごとの交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

(1) 路線別

No.	路線	区間	事業内容	実施予定期間
⑤	幹線市道Ⅰ－14号線	日野駅～④甲州街道	信号機の改良(音響機能の整備、歩行者用青時間の確保)	平成25～32年度
⑥	日野3・4・1号線、一般都道八王子国立線	日野駅～㉑川崎街道	同上	同上
⑭	幹線市道Ⅰ－9号線	日野市役所周辺地区～⑪幹線市道Ⅰ－14号線	同上	同上
㉓	一般都道淵上日野線	②市道A30号線～㉔日野3・4・8号線	同上	同上
㉔	日野3・4・8号線	㉒幹線市道Ⅱ－54号線～㉓一般都道淵上日野線	同上	同上
㉕	一般都道立川日野線	市民の森ふれあいホール～㉒幹線市道Ⅱ－54号線	同上	同上

(2) 全路線共通

事業内容	実施予定期間
<p>1 道路標識及び道路標示の設置に関する事業</p> <p>(1) 道路標識の超高輝度化による視認性向上</p> <p>※ 道路標識の高輝度化は既に実施済みであり、必要に応じて実施</p> <p>(2) 道路標示の適切な補修</p> <p>※ 道路標示の高輝度化は既に実施済み</p> <p>(3) エスコートゾーンの整備 (注1)</p> <p>※ 音響機能式信号機のある横断歩道について、必要に応じて実施</p> <p>2 違法駐車防止のための事業</p> <p>(1) 横断歩道上、バス停留所付近における違法駐車車両の重点的な指導取締りの実施</p> <p>(2) 日野市による放置自転車対策と連携した視覚障害者誘導用ブロック上の放置二輪車等の指導取締りの実施</p> <p>(3) 日野市と連携した違法駐車防止についての広報啓発活動の実施</p>	平成25～32年度 (継続的に実施)

(注1) 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起を設けるもの。

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施にあたっては、相互の事業の進捗状況を確認するための意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

(2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

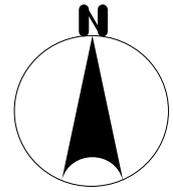
信号機の整備にあたっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線によっては信号機、横断歩道の移設等を検討する。

また、交通規制の実施にあたっては、周辺道路へ与える影響を常に調査し、交通流の整序化等が図られるよう、周辺の交通規制等について、必要な見直しを実施する。

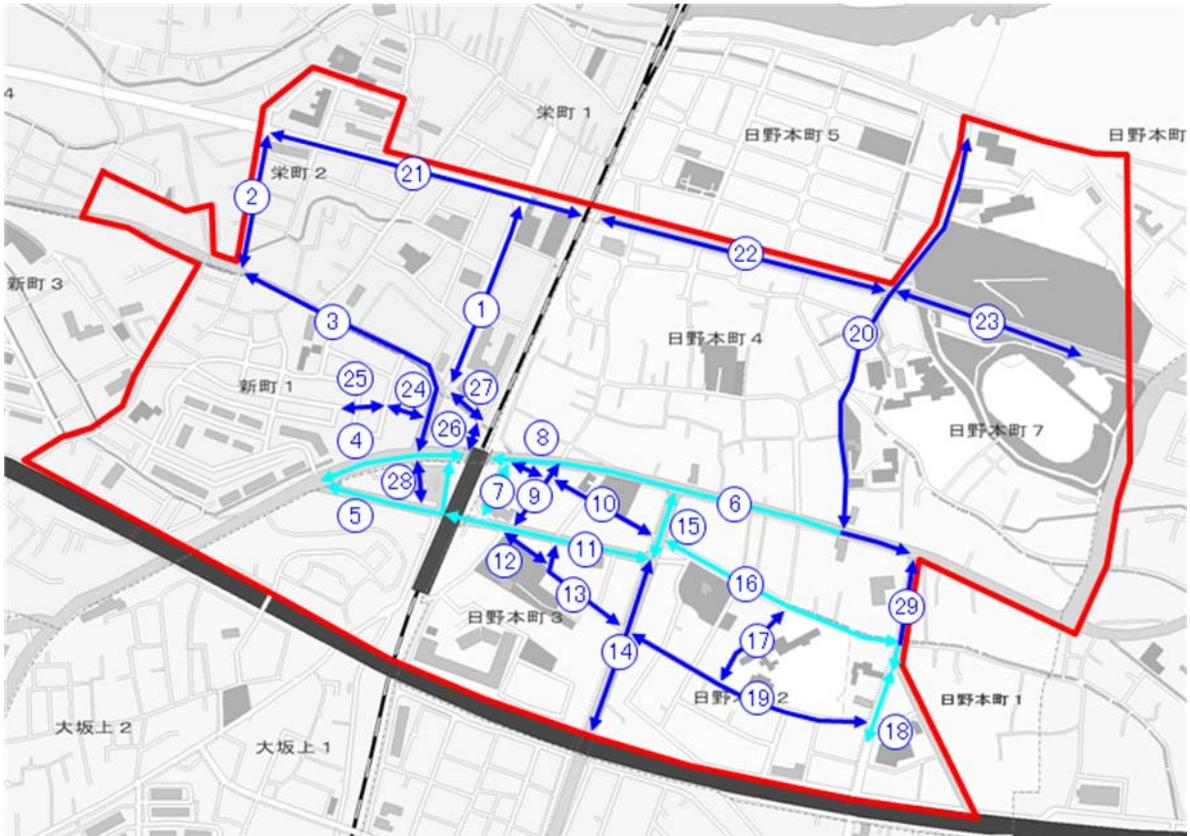
(3) 違法駐車防止のための事業における配慮事項

違法駐車防止の指導取締りに加え、違法駐車防止に資する事業について、関係機関と連携して重点的かつ計画的に実施する。

位置図



区市町村名	日野市
重点整備地区名	日野駅周辺地区



地図調製 (株) 昭文社

< 凡例 >

- : 重点整備地区
- ⇔ : 道路の区間 (新設生活関連経路)
- ⇔ : 道路の区間 (既設生活関連経路)